

広島市告示第251号
令和7年4月22日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人広島博愛会	特別養護老人ホーム五日市あかり園ショートステイ	広島市佐伯区五日市町下河内591番地の1	令和7年3月31日	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護